

令和6年度 第1回個別避難計画担当者会議 議事要旨

2024.10.13 16:00~17:30

辻堂市民センター3階 ホール

1. 参加者の紹介

辻堂地区防災協議会加藤アドバイザー（以下、加藤アドバイザーと記載）より、参加者である辻堂地区の自治会町内会の担当者に向けて、個別避難計画策定推進検討会→藤沢市→いきいきサポートセンター、つむぎ、CSW→豊島区、明治地区の自治会の順に、紹介をした。

2. これまでの経緯

加藤アドバイザーより、本日の会議に至るまでの経緯について次のとおり説明した。

- ・個別避難計画は法律に基づき作成することになっている。
- ・個別避難計画の策定が国の法律に定められた経緯として、もともとは避難行動要支援者名簿があったが、名簿を有効に機能させることに課題があったことがある。
- ・国の法律に基づき藤沢市が作成に向けて取り組むのだが、1人1人に根差した個別避難計画を藤沢市だけで作成するのは限界があるため、地域のつながりを活かす「共助」の取組が必要。
- ・辻堂地区がモデル地区となり、昨年度モデルとなる自治会町内会で実際に作成する中でその手順を定めたので、本日の会議にて共有をする。

3. 資料1：個別避難計画策定の手順について

加藤アドバイザーより、資料に沿って次のとおり説明した。

- ・防災のことではあるが、対象が高齢者や障がいのある方であることから、防災担当がいきなり話をしても、警戒されてしまって話が進まない。このため、福祉の担当（民生委員など）と一緒に取り組む必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿には、支援の程度によって3区分に分かれている。これは、名簿の作成にあたり、対象となった方に避難支援の希望確認を行っており、そこで聴取した内容になっている。また、この希望確認の際には対象となった方の情報（住所や氏名など）を提供することについて同意を取っている。
- ・個別避難計画の作成に当たっては、対象の方のところに訪問し、お話をしながら策定をしていくが、1対1で話すというよりは、防災担当と福祉担当（できればその方と繋がりのある方）、複数人で話すが良い。

4 資料 2－1：個別避難計画調査票について

加藤アドバイザーより、資料に沿って次のとおり説明した。

- ・面談の際には調査票を用いて個別避難計画を策定していくが、大きく 3 つの調査項目がある。
- ・まず 1 つ目は「誰が」で、これは個別避難計画の対象となっている方の情報となる。
- ・次の 2 つ目「どこへ」は事前に自治会町内会で決まっている部分もあるし、在宅避難を前提とする人もいるかと思う。
- ・最後の 3 つ目は「誰と」でこれ一番埋めにくいかと思う。隣近所やご家族の中で決まればいいが、難しい場合は自治会名でも良いことになっている。しかし、自治会名だと発災時に誰なのかが明確でないため、誰も動けなくなる懸念もあることから、もしも自治会名とするのであれば、自治会の班長や組長が担当すると良いのではないかと思う。また、2 名定めることになってはいるが、2 名だからと無理やり埋めても意味がないので、難しいようであればとりあえずは 1 名決まっていればよいかと思う。
- ・調査票を作成するにあたり、モデル自治会で使用していた「確認させていただきたい項目」という一覧が役に立つと思うので、もし良かったら活用いただきたい。

5 その他資料の説明

加藤アドバイザーより、資料 1，2－1 をもって個別避難計画について大まかな説明は以上となるので、その他参考資料の紹介として、次のとおり説明した。

- ・資料 2－2 は藤沢市の個別避難計画の作成の手引きで、資料 2－1 の説明でお伝えした調査票の作成方法の詳細が記載されている。
- ・資料 3 は避難施設の一覧となっている。注意いただきたいのは、辻堂市民センターは地区の「防災拠点本部」であり、災害で自宅に住むことのできなくなった方が避難生活をする「指定避難所」ではないというところである。裏面には避難とは何かや、マイタイムラインの作成について記載している。
- ・資料 4 は支援者となっていたいただいた方に、何をすればいいかや支援者となったとしても責任を負うものではないことが記載されている。日頃からコミュニケーションを取っていただきたいという事や、避難訓練の参加が大切であること、また対象の方の避難のタイミングや必要な対応については、記載内容を参照いただきたい。
- ・参考 1 では、特に第 2 部でどのような障がいがあり、どのような支援が必

要になるかがまとめてあるので、個別避難計画作成に向けた面談の際にもしも事前に障がいの内容がわかっているのであれば、活用いただければと思う。

- ・参考2は今回説明した個別避難計画の策定は、STEP 1～6 までであるうちのSTEP 5 にあたるもので、本来は策定の前に数々のステップを踏む必要があったことを示している。しかし、今回の取組はこれらを一手に行おうというものなので、参考とさせていただいた。
- ・参考3には関連情報の記載元や辻堂地区の災害リスクについて、また各災害についての基礎情報が記載されているほか、各災害における避難のタイミングについても記述している。予備知識として必要になってくるかと思うので、参考にお読みいただきたい。この資料にはモデル自治会となった2つの自治会町内会の取組内容についてもレポートがあるので、どのような流れで対応をしたらよいか、参考になるかと思う。

6 危機管理課より

今回の個別避難計画策定を通じて、これまでつながりのなかった地域の方同士の繋がりを密にさせていただくことも大切にしていきたい。このつながりが発災時の共助に活かされると思っている。

7 質疑応答

- ・個別避難計画の様式の中で、避難支援等の実施に～という記載があるが、開示される情報が一部なのか全部なのか、というところが上手く説明できない。(湘平会)
→要支援者の希望で開示したくないというものが無ければ、避難を行う上で開示が必要なところへは原則計画書そのものを提供する。(危機管理課)
- ・5月から始まり、のびて10月になっている。2月の提出に間に合わない。(東海岸1丁目町内会)
→遅くなってしまったことについては申し訳ない。2月の提出については強制ではない。来年度以降も続く取組なので、できあがり次第提出いただければと思う。また、提出して終わりというものではなく、毎年新しい要支援者の方が生じること、策定済の要支援者の状況も変わることから、継続的な取り組みになることはご承知いただきたい。(加藤アドバイザー)
- ・向こう3軒両隣の了承を得ないことには、班長組長も動きようがない。要支援者の支援について、責任が生じないことをあらかじめその方の家族に十分に伝えておく必要がある。(東海岸1丁目町内会)
→無理に自治会の中だけで解決しようと思わず、カテゴリー3の方は特に

難しい状況にあるので、辻堂市民センターや辻堂地区防災協議会に相談いただきたい。(加藤アドバイザー)

- ・豊島区は行政主体で動いていて、藤沢市とは対照的な動きになっている。要支援者の調査の際に、もしもその時点で家族が作成できるのであれば、作成をお願いする流れとなっている。その時点で難しい方は行政で別の方法を提案していくこととなっている。また、豊島区は地区分けがなく全員へ呼びかけるとい形となっていることから、カテゴリー3からではなく、カテゴリー1から取り組む方法で行っている。辻堂地区は行政のトップダウンでなく、地域の取組として話が進められているところが素晴らしい。(豊島区)
- ・個別避難計画所の策定について、チームで当たるということになっているが、自身の自治会町内会の民生委員さんがわからない。

(オーシャンレジデンス辻堂海浜公園自治会)

→辻堂市民センターに問い合わせいただければお伝えできる。

(辻堂市民センター)

- ・自力で避難できるが、できれば支援してほしいという人について、もっと情報を供給できる手段が欲しいと思っている。無線は室内では聞きにくく、ラジオは電波が悪い。もっと情報伝達がしやすい手段がないものか、困っている。また昼間と夜間とで状況が違っているので、その時にどうすればいいか。(辻堂東海岸4丁目町内会)

→情報入手の手段は正解がなく、まずは自助で何がいいか、色々試してみたい。無線、ラジオ、ハザードンと段階を踏んでご案内しているが、スマホのない高齢者の方には NHK も有効な情報入手の手段としてご案内している。(危機管理課)

→昼と夜については基本昼についてをを考えて、夜間の場合はメモに記載すると良い。(加藤アドバイザー)

- ・個別避難計画作成について、自治会内でお知らせをする手段は何か決まっているか。(桜花園自治会)

→自治会町内会ごとに考えていただけたらと思う。(加藤アドバイザー)

8 本日お配りした資料について

辻堂市民センターよりご要望を受けて次のとおり案内した。

- ・9月3日(火)までに藤沢市ホームページに本日資料のデータを掲載し、ダウンロード可能にする。※9月3日対応済
- ・データでの共有が難しい自治会町内会用に資料を紙で渡せるよう、辻堂市民センターにある程度は紙資料をストックしておく。ただし、大量に必要な場合は事前に準備が必要なので、ご相談いただきたい。

以 上